

以下、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（以下、「国衛生管理マニュアル」とする）（2020.12.3

Ver. 5) より抜粋

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れた上で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続することが重要です。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

【令和3年2月の改訂にあたり】

令和2年5月に「奈良市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策指針」を作成し、各校において対応のマニュアルとしてご活用いただいております。また、国衛生管理マニュアルの大幅な変更をふまえ、令和2年8月に改訂を行いました。今回の改訂では、学校休業の考え方を変更しています。この感染症の感染拡大の勢いは、弱まることはありません。本指針を参考とし、日頃から適切な感染症対策を実施するとともに、もし実際に、児童生徒や学校関係者が感染もしくは濃厚接触者となった場合等には、冷静かつ迅速に対応できるように心掛けてください。

1. 発熱など風邪症状のある児童生徒等の出席停止の徹底

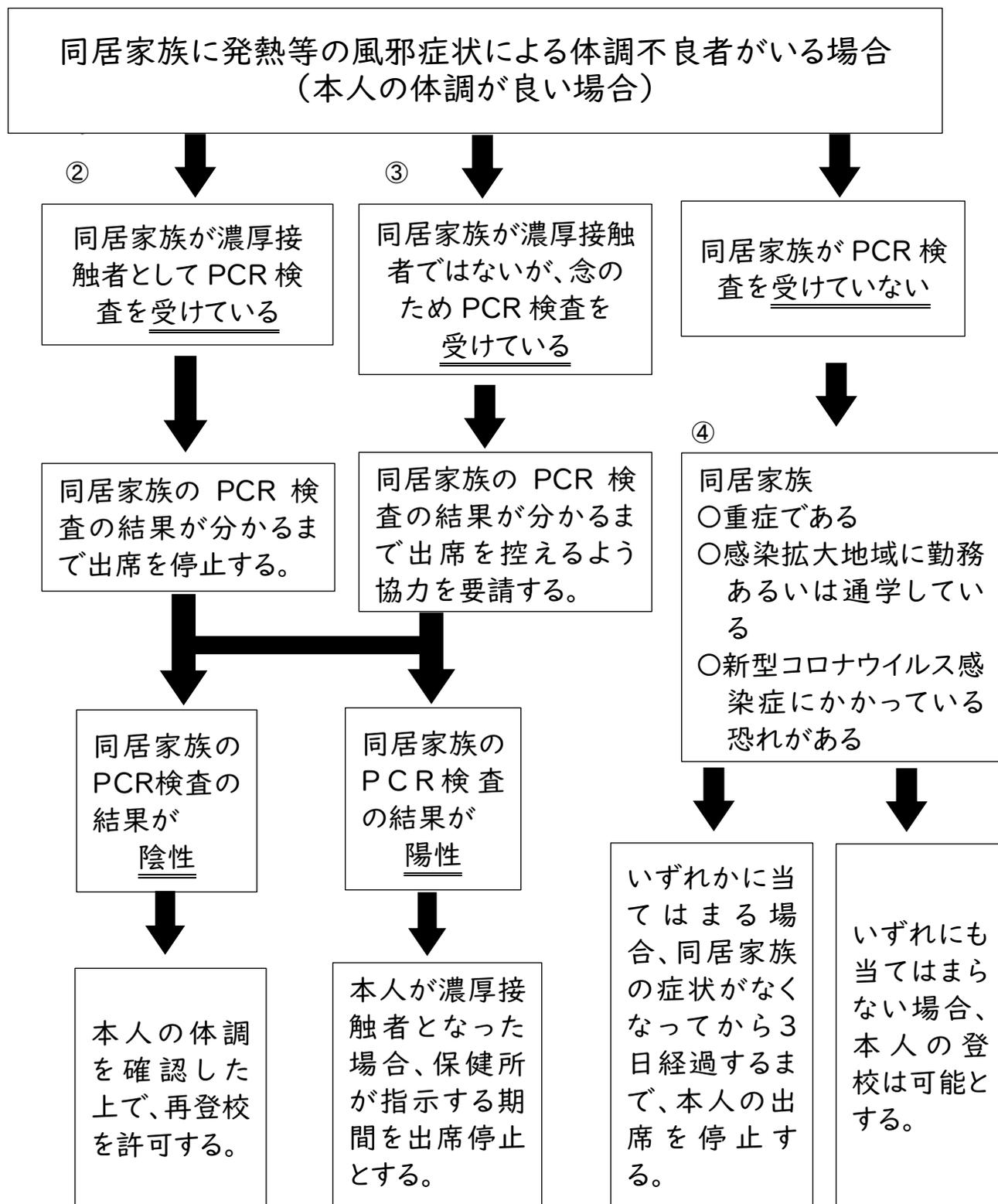
- ・家庭と連携し、登校前には必ず検温を行い、発熱や咳など風邪症状がある場合は登校を控えるように指導し、必要に応じて医療機関に相談をするよう要請する。発熱等の症状がなくなってから3日間の自宅待機後、翌日より登校可能とする。
- ・児童生徒の健康状態の確認については、G Suite for Educationを活用し、健康確認を行うと、集計や推移などの確認作業時間の短縮が図れる（G Suite for Educationの利用が難しい場合は、別紙1「健康観察カード」を利用するなど状況に応じた健康状態の確認を行う。）。
- ・家庭で検温や、風邪症状の確認ができなかった児童生徒については、学校で検温及び健康観察等を行う。なお保健室は、怪我等の手当てに児童生徒が来室する場合がありますため避けること。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒においては、重症化しやすい場合もあることから、主治医に相談の上、保護者に対しては児童生徒個別に登校の判断を行うように指導すること。

- ・学校長は、教職員についても出勤前に検温し発熱や咳など風邪症状がある場合は、出勤を控えさせること。また、各学校において休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

2. 同居家族に体調不良者がいる場合の児童生徒等の登校に関する考え方

- ① 本人がPCR検査を受けている場合は、保健所もしくは医師（医療機関）が指示する期間を出席停止とする。
- ② 「同居家族が濃厚接触者としてPCR検査を受けている場合」
同居家族の検査結果が分かるまで登校を控えるよう指導する。なお、その際は、出席停止とすることができる。
- ③ 「同居家族が濃厚接触者ではないが、念のためPCR検査を受けている場合」
同居家族の検査結果が分かるまで登校を控えるよう、保護者に協力を要請する。なお、その際は、出席停止とすることができる。
- ④ 「同居家族に発熱等の風邪症状による体調不良者がいる場合」
その症状が重症である場合や、症状を呈している家族が感染拡大地域に勤務あるいは通学している場合等は、保健所や医療機関の受診を依頼する。また、その安全性が確認されるまでの間、本人の登校を控えるよう指導する。なお、その際は、出席停止とすることができる。
この場合の「安全性が確認される」とは、「症状が回復してから3日以上が経過している」若しくは、「PCR検査の結果が陰性である。」場合等とする。
〈参考〉「国立感染症研究所感染症疫学センター」発出文書より抜粋
 - ・『濃厚接触者の定義』
手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防対策なしで「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者
 - ・『感染可能期間の開始日』
「患者（確定例）」が症状を呈した2日前
- ⑤ 教職員については、原則として、上記①～④に準じて対応し、勤怠の取り扱いについては教職員課に確認すること。

【フローチャート】



参考：「奈良市立小中学校における「同居家族に体調不良者がいる場合の児童生徒等の登校に関する考え方」について」（令和2年7月28日付奈教保第134号）

3. 登校後に発熱など風邪症状のある児童生徒への対応

- ・保護者に連絡して、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。(必要に応じて医療機関に相談をするよう要請する。発熱等の症状がなくなってから3日間の自宅待機後、翌日より登校可能とする。)
- ・帰宅できるまでの間、学校ではマスクを着用させ、他者との接触を避けられるよう各校の実情に応じた換気の良い別室で待機させること。保健室については、怪我等の手当てに児童生徒が来室する可能性があるため避けること。
- ・なお、付き添う教職員は予防措置(マスク、ゴム手袋、消毒等)を講じた上で、一定程度(2m程度)距離をとる。また、対応する教職員については、肺疾患のある者や妊娠中など投薬が制限される者を避ける。
- ・差別やいじめの対象となる恐れを生じないよう細心の注意を図る。

4. 「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口(旧帰国者・接触者相談センター)」に相談する基準 (令和3年1月現在)

- ・令和2年10月26日より奈良県の「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口(旧帰国者・接触者相談センター)」への相談、診療、検査体制の大幅な変更があった。
- ・発熱等の症状がある場合は、まず、身近な医療機関に、身近な医療機関がない場合は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口(旧帰国者・接触者相談センター)」に電話相談し、指示に従う。
- ・発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談を行う。

5. 出席停止の取り扱い

- ・児童生徒が、感染もしくは発熱や咳など風邪症状がある場合は、登校を認めないこととし、出席停止の取り扱いとする(なお、児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して二週間の「出席停止」の措置をとる)。
- ・感染した児童生徒の出席停止の期間は、治癒するまでとする。

6. 臨時休業の基準【大幅な改訂】

- ・国衛生管理マニュアル(Ver.4まで)ならびに本指針(8月改訂)において、感染者が判明した時点で直ちに臨時休業を行う対応について示してきた。しかし、国衛生管理マニュアル(Ver.5)では、児童生徒の健やかな学びを保障し続けるために、臨時休業を直

ちに行うのではなく、設置者が、保健所と相談の上、臨時休業の可否を判断することと見直された。

本市においても、これまでの市内学校における対応事例及び国衛生管理マニュアル(Ver. 5)に従い、児童生徒や教職員等の感染が確認された場合の学校保健安全法第 20 条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業の可否等について、以下のとおり変更する。

- ① 学校は、児童生徒、教職員又は、その同居の家族が感染者又は濃厚接触者となる可能性が出た場合(例えば、児童生徒自身やその同居の家族が PCR 検査を受けた場合)には、速やかに、「新型コロナウイルス感染症感染状況に関する学校確認シート」(8 頁)により報告(校務系パソコンの提出用 K フォルダ保健給食課にデータで格納)するとともに、保健給食課に電話で連絡する(休日夜間については別途示す)。この情報を踏まえ、学校及び市教育委員会事務局(以下、「市教委」とする。)は、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力する。

※バンビーホーム内での感染及び支援員が感染した場合は、地域教育課から当該校及び市教委関係各課に連絡する。
- ② 学校は、感染した児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとること。学校施設の消毒等の対応を行うとともに、当該児童生徒の保護者等との連絡を密にし、状況の把握に努め、保健給食課に連絡を行う。
- ③ 加えて、保健所の調査により、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、学校長は、これらの者についても同様の措置を取ること。
- ④ これにとどまらず、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、保健所の調査等を踏まえて判断を行う。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられる。これ以外の場合には、学校教育活動を継続する。
- ⑤ 学校を臨時休業しなければならない場合、合わせて学校開放を中止とする。
- ⑥ 学校は、遅滞なく、保護者に臨時休業の旨連絡を行う。
- ⑦ 臨時休業の期間は、消毒や濃厚接触者の特定に必要な期間「1～3日間程度」とし、感染者における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校、市教委、保健所等関係機関で協議した上で、学校再開の判断をする。
- ⑧ 学校施設の消毒作業は、保健所の指導に従って、当該校が行う(21頁)。(必要に応じて、市教委がサポートする。)

【以下の場合、学校及びバンビーホームは通常運営とする】

- ・児童生徒及び教職員等（当該小学校に所在するバンビーホーム支援員を含む）が濃厚接触者の場合
- ・児童生徒及び教職員等（当該小学校に所在するバンビーホーム支援員を含む）の同居の家族が濃厚接触者の場合
- ・児童生徒及び教職員等（当該小学校に所在するバンビーホーム支援員を含む）が発熱・咳など風邪症状がある場合

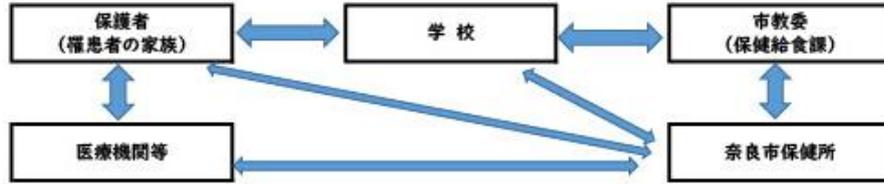
感染者が発生した場合の小中学校の対応

R3.1月

児童生徒・教職員（当該校のバンビーホーム支援員を含む）等の症状	児童生徒及び教職員（当該校のバンビーホーム支援員を含む）	当該校の対応
①感染した場合	入院等	学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、感染者における活動の態様、接触者の多寡等を確認しながら、保健所の調査をふまえ総合的に判断する。
②濃厚接触者の場合	感染者との最終接触から14日間 自宅待機 (本人のPCR検査後、結果を確認) PCR検査（陽性）→本人が感染者となる→①の対応 PCR検査（陰性）→14日間の自宅待機後、通常の生活へ戻る	通常授業
③同居の家族が濃厚接触者	同居の家族のPCR検査結果が出るまで 自宅待機 PCR検査（陽性）→本人が濃厚接触者となる→②の対応 PCR検査（陰性）→通常の生活へ戻る	
④発熱・咳など風邪症状がある場合 または①②には該当しないがPCR検査を受けた場合	自宅療養 (解熱、呼吸器症状の改善及びPCR検査の結果等を確認)	

参考：「新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応について」

児童生徒、教職員等が新型コロナウイルスに感染した場合の臨時休業フロー



【1】 保護者(罹患者の家族) ⇒ 学校に連絡、相談

保護者(罹患者の家族)	児童生徒もしくは同居の家族が、発熱等によりPCR検査を受けたとの連絡。
学校	報告様式に従って、状況を聞きとる。以降、適宜連絡を取り合う。

【2】 学校 ⇒ 市教委(保健給食課)に連絡、相談

学校	報告書を作成、校務系Kフォルダに提出し、保健給食課に電話連絡を入れる。
市教委(保健給食課)	必要に応じて、市教委内で情報共有を行う。(スペースを利用した情報共有)

PCR検査の結果が陰性であった場合

【3-1】 学校 ⇒ 市教委(保健給食課)に報告

学校	報告書を作成、校務系Kフォルダに提出し、保健給食課に電話連絡を入れる。
市教委(保健給食課)	必要に応じて、市教委内で情報共有を行う。(スペースを利用した情報共有)

※ PCR検査の結果が陽性であった場合 ※

【3-2】 奈良市保健所(医療機関) ⇒ 罹患者(保護者) ⇒ 学校に連絡、指示

奈良市保健所 ⇒ 学校	保健所により感染経路の調査、PCR検査の対象者を選別、施設の感染区域調査
学校は、奈良市保健所の指示に従い、感染経路の調査に協力する	

【4】 学校 ⇒ 市教委(保健給食課)に至急連絡

《市教委(保健給食課)はサポート》

学校	至急、保健給食課に電話連絡を入れる。 臨時休業のための準備作業を行う。(全保護者への連絡の準備、下校の準備など)
市教委(保健給食課)	至急、上席への報告(保健給食課長⇒教育部次長・部長⇒教育長、市長) 学校の対応(学校の全部または一部の臨時休業等の要否)を協議・判断←保健所と相談 市教委内で情報共有(会議・グループメール・スペースを利用した情報共有)

【5】 学校 ⇒ 保護者に連絡

学校	臨時休業(学校の全部または一部)の場合、保護者に連絡。(濃厚接触者となった児童生徒については、感染した児童生徒の最終登校日から14日間出席停止とする。)
----	--

- 始業時刻以降、終業時刻までの場合
- ・児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校措置を講ずる。
 - ・翌日以降、学校を臨時休業とする。
- 終業時刻以降の場合
- ・翌日以降、学校を臨時休業とする。

【6】 学校の消毒作業、休業中の健康管理、再開に向けての準備

学校・市教委	学校薬剤師と連携し、学校再開に向けて、校内の消毒を行う。
学校・市教委各課	休業期間中の児童生徒の健康管理を行う。 市教委各課と協力し、休業期間中の学習指導等を行う。

○臨時休業の範囲(学級、学年、学校)及び、消毒の範囲や方法については、奈良市保健所と協議をする。

参考「児童生徒・教職員等が新型コロナウイルスに感染した場合の臨時休業フロー」

7. 基本的な感染症対策【大幅な改訂】

これらの取組は、児童生徒及び教職員、また学校に出入りする関係者の間でも徹底する。なお、冬季においては、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあることから、感染症対策を一層心がける必要がある。

【飛沫感染を防ぐために】

(1) マスクの着用について

学校教育活動において、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれない時はマスクを着用すること。

○マスク着用時の留意事項

- ① マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えること。
- ② マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応すること。
- ③ 児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。

(参考) マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保つこと。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄すること。

(参考) フェイスシールド・マウスシールドの活用について (追加)

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされる。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

(2) 感染リスクの高い活動の回避（追加）

以下に示す「感染症対策を講じてもおお、感染リスクの高い学習活動」については、感染状況に応じて、その実施について慎重に検討すること。

特に感染リスクが高い活動(★)	教科	活動内容
★	各教科共通	児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等 近距離で一斉に大きな声で話す活動
	理科	児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察
★	音楽	室内で児童生徒が近距離で行う合唱 室内で児童生徒が近距離で行うリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
	図画工作、美術、 工芸	児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
★	家庭、技術・家庭	児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
★	体育、保健体育	児童生徒が密集する運動
		近距離で組み合ったり接触したりする運動

※上の活動以外であっても、児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動等、感染リスクの高い活動については、感染状況等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(3) 登下校時の感染症対策と熱中症対策等

(奈良市教育委員会事務局通知「登下校時対策と熱中症対策等について」より一部引用
(令和2年6月3日))

夏期における熱中症防止の観点から、登下校時においては、必要に応じてマスクを外すなどの熱中症対策を講じること。

① マスクの着用について

- ・マスクを外している時は、一列になって、前後の距離をできるだけ2メートル程度開けること
- ・マスクを外している時は、不要な会話はしないこと
- ・やむを得ず密となる集合場所等においては、適宜マスクを着用すること
- ・自転車通学の場合も、同様の取り扱いとする
- ・バス通学の場合は、バス停及びバス車内においてもマスクは着用すること

② その他

- ・交通安全と交通ルールの遵守に努めること
- ・児童生徒の体力的な負担軽減のため、家庭で使用しない教材等については学校に置いて帰らせるなど、児童生徒の携行品に配慮すること

③ 登下校時におけるその他の注意事項

登下校時には、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、学校の実情に応じて、以下のような工夫や指導を行うこと。

- ・校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させる。
- ・集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導する。
- ・小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供へは、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日に屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても指導すること。
- ・公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後（又は学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討すること。
- ・スクールバスを利用している場合の対策
 - (1) 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
 - (2) 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
こと
 - (3) 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
 - (4) 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
 - (5) 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
 - (6) 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

(4) 咳エチケットの励行

感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際は、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえること。

《参考資料》



【接触感染を防ぐために】

(1) 手洗いを徹底する。

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導する。

石けんでの手洗い6つのタイミング

- ①外から教室に入る時（登校した直後など）
- ②咳やくしゃみ、鼻をかんだ時
- ③給食の前後
- ④清掃作業の後
- ⑤トイレの後
- ⑥共有のものを触った時

(2) 手指消毒用アルコールを活用する（基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する）。

(3) 接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導する。

(4) 石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮をする。

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後 流水で15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百倍)
	2回繰り返す	約0.0001% (数倍)

(原出先：感染症学雑誌、80:496-500,2006 改訂版)



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌、80:496-500(2006)

①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

- 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 手の甲をのぼすようにこすります。
- 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 指の間を洗います。
- 親指と手のひらをねじり洗います。
- 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

手洗いの6つのタイミング

<p>外から教室に入るとき</p>	<p>咳やくしゃみ、鼻をかんだとき</p>	<p>給食（昼食）の前後</p>
<p>掃除の後</p>	<p>トイレの後</p>	<p>共有のものを触ったとき</p>

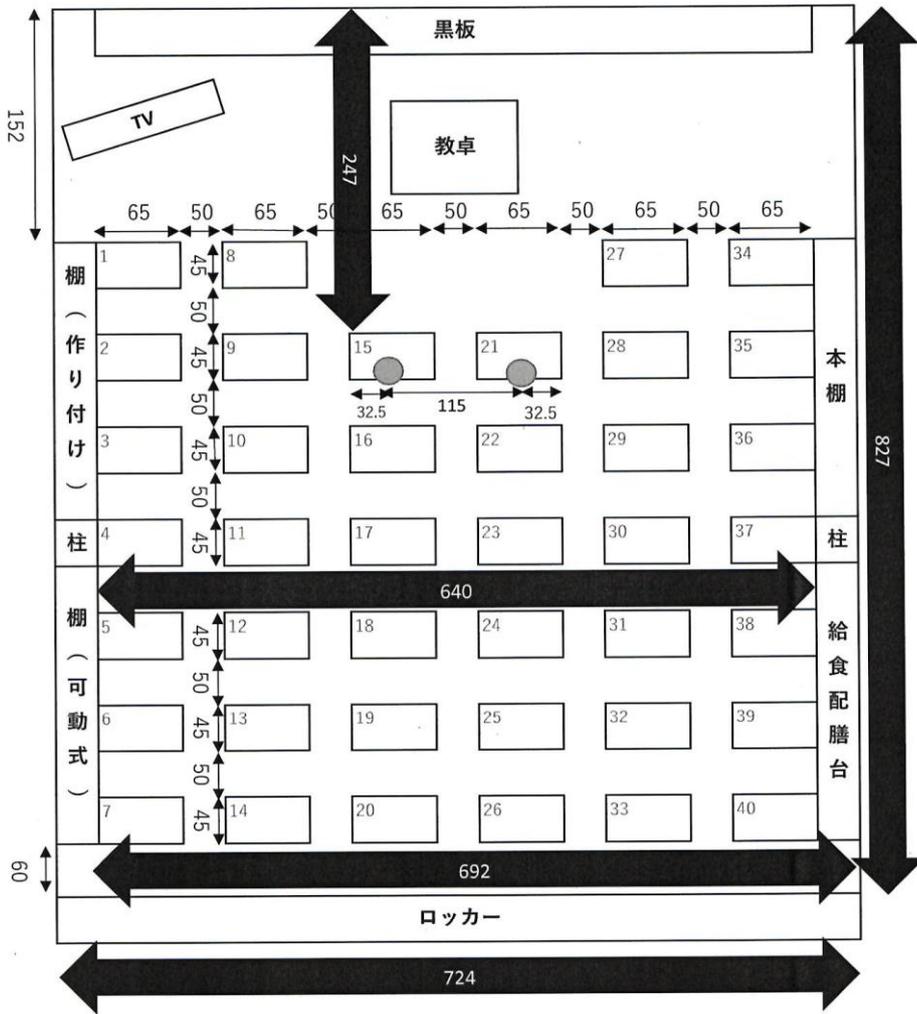
参考：正しい手の洗い方

8. 教室内の換気・配席の工夫等

- ・教室などは、可能な限り常時2方向の窓を同時に開け換気を行う。（窓は全開ではなく、対角線の2方向を10～20cm程度開けるだけでも、十分換気の効果がある。）
- ・常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開にすること。
- ・授業中も2方向の窓を開けておくことが望ましいが、室温低下や上昇による健康被害が生じないように注意し、必要に応じ、児童生徒の服装についても指導すること。
- ・エアコン使用時においても、換気は必要である。
- ・職員室や体育館など、室内において密が発生する場所については、教室と同様に換気を徹底する。
- ・換気をするに加え、教室内湿度を適度（40%以上を目安）に保つこと。
- ・適切な換気方法について、必要に応じ学校薬剤師に相談すること。
- ・教職員はマスクを着用することとし、児童生徒までの距離を可能な限り一定程度（1～2m程度が望ましい）離す。

小学校教室レイアウト例（実測値を基に作成）

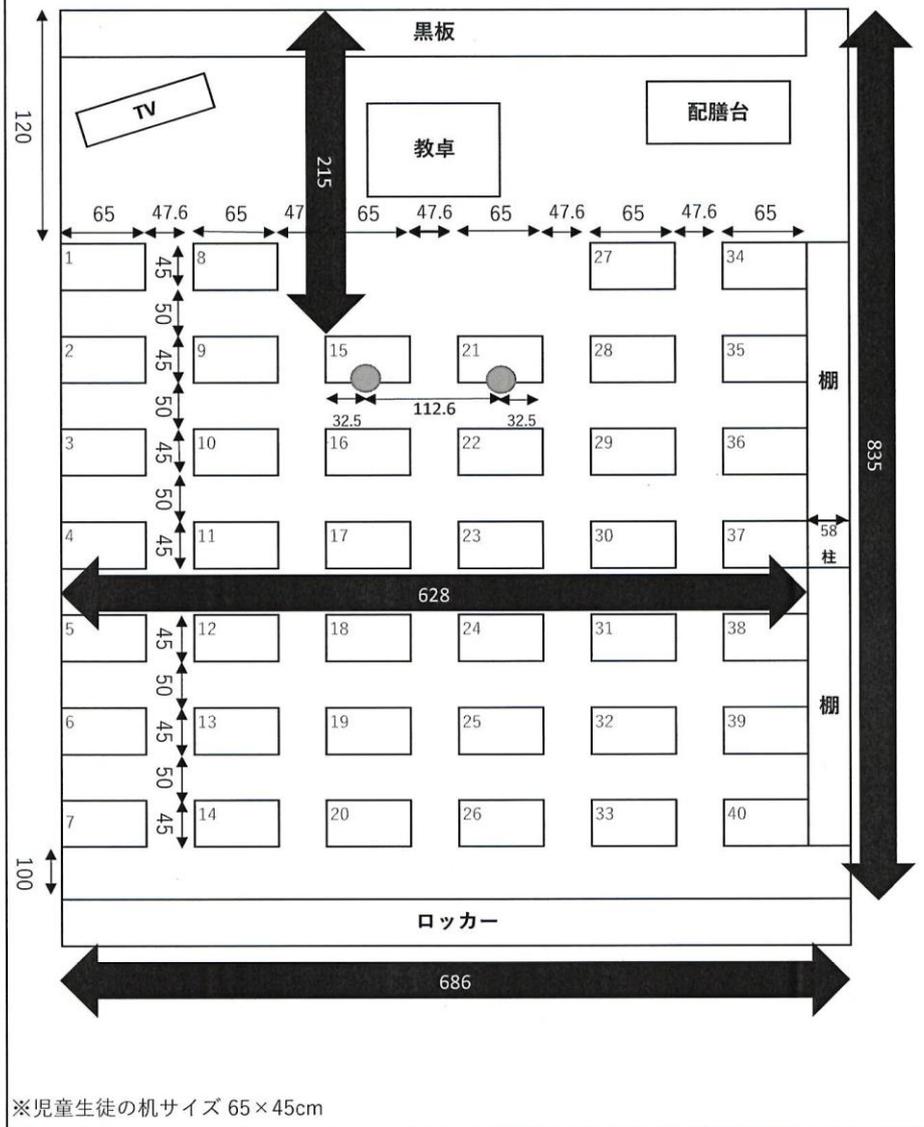
単位:cm



※児童生徒の机サイズ 65×45cm

中学校教室レイアウト例（実測値を基に作成）

単位:cm



※児童生徒の机サイズ 65×45cm

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを**着用する。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
 - 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

参考：新しい生活様式の実践例

9. 体育の授業について（新規）

学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないこととされている（国衛生管理マニュアル）が、体育の授業における感染リスクを避けるために、以下の点に留意し、感染状況にあった適切な対応を取ること。

（1）可能な限り屋外で実施すること。体育館等屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。

（2）児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際には、マスクを着用することが考えられる。

（3）集団で行う活動は可能な限り避け、特定の少人数（2～3人程度）での活動を行う際は、十分な距離を空けて行うこと。

（4）マスクを外す際は、他の児童生徒との距離を2m以上確保し、不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。

参考：「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日付スポーツ庁事務連絡）

10. 学校給食の対応

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう、改めて徹底すること。

（1）給食前後の手洗い

- ・児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底する（13ページ掲載の手洗いの方法を参照）。特に給食当番の児童生徒に対しては、手洗い後は清潔なハンカチで拭き、手指で目、鼻、口やマスクをさわらず、手指を清潔に保つよう指導すること。
- ・水道前が密集状態にならないよう、手洗い後速やかに教室に戻るよう指導すること。
- ・石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮すること。

（2）給食準備

- ・給食準備及び配膳を行う給食当番の児童生徒は、別紙1「健康観察カード」及び「学校給食日常衛生点検票（給食当番衛生管理チェックリスト）」を用いて、下痢・発熱・腹痛・嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は确实

に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとること。教職員が配膳を行う場合も上記の点検を行うこと。

- ・献立の品数やご飯の配膳等、配膳数が増えることに伴い、給食当番を行う人数が増えると考えられるが、感染のリスクを軽減するため、給食当番に当たる児童生徒は、全員上記の点検を徹底すること。
- ・直接食品に触れることのないよう、配膳を行うこと。食具（スプーン・はし等）は、直接机の上に置かず、トレイやナフキンの上に置くこと。接触感染のリスクを軽減するため、順次、児童人数分のトレイを導入します。トレイの使用に当たっては、食具同様の保管を行い、衛生管理に努めること。
- ・児童生徒間の身体的な距離を確保するために、教室内での配膳場所の確保が困難である場合は、廊下を利用して配膳したり、特別教室の活用を行うなど、実情に応じて、安全を確保した上で対応すること。

（3）給食時間中の過ごし方

- ・正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・「3密」（密集、密接、密閉）状態にならないよう、児童生徒間の身体的距離を確保する等の対策を行うこと。
- ・会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向い合わせにせず、大声での会話を控えるよう指導すること。
- ・室温に注意しながら、可能な限り2方向の窓を開け換気を行うこと。
- ・食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

（4）下膳

- ・給食喫食後は、手洗いや片付け等により水道前や給食室前が密集状態とならないように、クラスごとに時間差を付ける、又は離れて並ぶ目印を廊下に付けるなど工夫を行うこと。
- ・下膳作業の後も手洗い指導を徹底すること。
- ・使用後の食具や残食については、本人が処理をするよう指導し、他の児童生徒が直接触れないよう配慮すること。

（5）お弁当の管理

- ・家庭から持参されたお弁当については、クーラーを利用するなどし、高温・多湿、直射日光を避けて教室で保管すること。

1 1. 通常時の清掃（児童生徒による清掃作業）

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要です。

児童生徒による通常時の清掃を丁寧に行うことにより、毎日の消毒作業を行う必要はありません。

また、スクール・サポート・スタッフや、地域の協力を得て実施することも考えられます。

- ・床は通常の清掃とする。
- ・机・椅子は家庭用洗剤（※）等を用いて拭き掃除する（消毒（※）は必要に応じて行う）。
- ・児童生徒が行う清掃においては、安全性の高い家庭用洗剤（※）を使用させて差し支えない。ただし、小学校低学年による使用は避けること。
- ・トイレ清掃について、児童生徒に清掃させることとしても差し支えない。
トイレ清掃を児童生徒にさせる際は、教職員が立ち会い、清掃中に、特に便器付近で水のしぶきが飛び散ることのないように指導すること。また、小学校低学年による清掃は避けること。

（※）清掃に使用する家庭用洗剤は、対象となる界面活性剤を一定濃度以上含むもので、具体的な商品名については、国衛生管理マニュアル(2020.12.3 Ver.5)の資料9を参照。

（※）アルコールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液等を使用した消毒作業は、必ず教職員等が行うこと。

1 2. 消毒液を使った清掃の実施（教職員等による消毒作業）

- ・教室やトイレなど特に多くの児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回（一斉清掃タイム、児童生徒の下校後等）、ペーパータオル等に十分に消毒液（消毒用アルコールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液等）を含ませて清掃を行う。（家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能）
- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用すること。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、必要に応じ

て、学校薬剤師等と連携すること。

- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。
（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より引用）
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。
- ・換気を十分に行うこと。

1 3. 感染者が発生した場合の施設の消毒

感染者が発生した場合、奈良市保健所（保健予防課）の指示に従い、教職員が施設内の消毒作業を行う。対応する教職員については、マスク、ゴム手袋等の予防措置を講じた上で、肺疾患のある者や妊娠中など投薬が制限される者は避けること。

消毒作業に必要な物品がある場合については、市教委（教育総務課）に相談すること。

- ・当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒を行います。（なお、トイレについては、消毒用エタノール又は0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒します。）
- ・また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされています。
- ・物の表面についたウイルスの生存時間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われています。ウイルスの生存時間を考慮して、特別な消毒が必要ないと判断をされる場合がありますので、保健所の指示に従ってください。

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミノオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01%以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
https://www.nite.go.jp/information/koronat_aisaku20200522.html

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

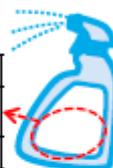
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元がない場合には？

台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について

	消毒用エタノール	一部の界面活性剤*	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	次亜塩素酸水#
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に記載された使用方法どおりに使用 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする 	<ul style="list-style-type: none"> 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起こす場合があるため) 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 作り方は、パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」参照(別添資料10) 	<p>【拭き掃除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品に、使用方法、有効成分(有効塩素濃度)、酸性度(pH)、使用期限の表示があることを確認 有効塩素濃度80ppm以上のものを使用 汚れをあらかじめ落としておく (元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい) 十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす 少し時間をおき(20秒以上)、きれいな布やペーパーで拭き取る
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする			
	<ul style="list-style-type: none"> 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける 換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(別添資料8) 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとし、長時間にわたる作り置きはしない 換気を十分に行う 噴霧は絶対にしない 児童生徒等には扱わせない 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」参照(別添資料11)

※ 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
 ・別添資料9「有効と判断された界面活性剤を含む家庭用洗剤のリスト(2020年7月13日版)」
 (独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>) において随時更新)

「次亜塩素酸を主成分とする酸性の溶液」を指す。
 電気分解によって生成された「電解型次亜塩素酸水」と、次亜塩素酸ナトリウムのpH調整やイオン交換、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの水溶などによって作られた「非電解型次亜塩素酸水」の両方を含む。

参考：消毒の方法及び主な留意事項について

次亜塩素酸ナトリウムの希釈液を使用する時の注意事項

- 手指や皮膚の消毒には使用しないこと。
- 希釈液を作る際には、皮膚に付かないよう、眼に入らないよう注意し、手袋等の保護具を使用すること。
- ペットボトルは計量容器としてのみ使用し、別の容器（バケツ等）で薄め、他の液体と区別できるようにラベリングすること。
- 酸性の薬剤と一緒に使用すると、強毒のガスが発生するため、混ぜないようにすること。
- 希釈したものは時間がたつにつれ効果が薄れるため、その都度、使い切るようにすること。
- 保管する際は、誤飲等の危険性がないよう児童生徒の手の届かない場所に保管すること。
- 消毒時は十分に換気を行うこと。
- スプレーボトルでの直接噴霧しての消毒作業は、ウイルス飛散のおそれがあるので行わないこと。
- 金属は、さびたり、変色したり、衣類類は色落ちしたりすることがあるため、消毒作業後に水拭きを行うこと。

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [*] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下していきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶
[こちらをクリック](#)



参考：次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

1 4. 免疫力を高める指導

- ・児童生徒には免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心掛けるよう指導すること。



1 5. 定期健康診断等の実施

- ・定期健康診断、各種検診及び就学时健康診断等は実施する。
- ・定期健康診断については、令和2年4月28日付け保健給食課からの通知「定期健康診断の実施について（通知）」を参考に実施する。
- ・就学时健康診断については、令和2年8月24日付け保健給食課からの通知「就学时健康診断における感染症対策について（依頼）」を参考に実施する。

参考

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策

～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～

新型コロナウイルス感染症から子供たちを守り、お子様が安心・安全な学校生活を送ることが出来るよう、ご家庭においても「新しい生活様式」を踏まえた取組にご協力をお願いします。

1 毎日の健康観察

- ・毎日、登校前にお子様の健康観察（発熱や風邪症状の有無の確認）を必ず行う。
- ・発熱等の症状がある場合は、自宅で休養させる。
- ・感染がまん延している地域は、学校からの依頼に基づき、同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合には、登校を控える。

2 手洗いの励行

- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）



3 咳エチケットの徹底

- ・咳、くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。



4 3密の回避（密閉、密集、密接）

人と集まる時や外出する際は、次のことに気を付けてください。

○「密閉」の回避

- ・こまめな換気

気候上可能な限り常時行い、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。

○「密集」の回避

- ・身体的距離の確保

飛沫感染を防ぐため、できるだけ人と人との距離を確保すること。

○「密接」の回避

- ・マスクの着用

外出する時は、できるだけマスクを着用する。ただし、気温や湿度が高く、気分が悪い場合や、熱中症になりそうな場合には、マスクを外す。

室内でも家族以外の人と交流する際はマスクを着用する。

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

5 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

★ 学校生活の中でいかに感染防止を徹底しても、仲の良い友人同士の家庭間の行き来や家族ぐるみの交流を通じて感染が拡大してしまうと、学校全体の教育活動が出来なくなってしまうことがあります。特に会食の際には、対面を避けるなど、「新しい生活様式」を参考にして工夫していただき、感染が広がらないようにご配慮をお願いします。

作成：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

